

# 岡山県保健福祉学会会則

## (名称)

第1条 本会は、岡山県保健福祉学会（以下「学会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 学会は、保健福祉に関する調査、研究等により、知識及び技能の研鑽を行うとともに、知見の広報及び普及を図り、本県の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究成果発表会、講演会等の開催
- (2) 前号に掲げるもののほか、学会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 会員は、一般会員及び当日会員とする。  
2 会員になろうとする者は、所定の手続を経て入会するものとする。

## (会費)

第5条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

## (役員)

第6条 学会に、次の役員を置く。

- (1) 学会長 1名
- (2) 副学会長 若干名
- (3) 理事（学会長及び副学会長を除く。以下同じ。） 若干名
- (4) 監事 2名

2 学会長及び副学会長は、理事会において互選する。

3 監事は、学会長が理事会の承認を得て会員の中から選出する。

4 学会には、名誉会長及び顧問を置くことができる。

## (役員の仕事)

第7条 学会長は、学会を代表し、会務を統括する。

2 副学会長は、学会長を補佐し、学会長に事故

があるときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

3 学会長、副学会長及び理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、学会の会計及び事業執行状況を監査し、理事会に報告する。

5 顧問は、理事会の推薦により学会長が委嘱し、学会長の諮問に応じて意見を述べ、学会の事業を援助する。

## (会議)

第8条 学会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会及び理事会は、学会長が招集する。

## (会議の議長)

第9条 理事会の議長は、学会長をもって充てる。

## (委員会)

第10条 学会の円滑な推進を図るため、学会運営委員会を置く。

2 学会運営委員会に、委員長及び委員を置く。

3 前項の委員長及び委員は、理事会が推薦する者をもって充てる。

## (会計)

第11条 学会の経費は、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (事務局)

第12条 学会は、事務局を岡山県保健医療部保健医療課及び岡山県子ども・福祉部福祉企画課に置く。

## (細則等)

第13条 この会則に定めるもののほか、学会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

## 附則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

## 附則

この会則は、令和5年8月31日から施行する。

# 岡山県保健福祉学会細則

## (目的)

第1条 この細則は、岡山県保健福祉学会会則に定めるもののほか、岡山県保健福祉学会の会務等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入会等)

第2条 一般会員になろうとする者は、入会申込書に当該年度の会費を添えて学会長へ提出しなければならない。

2 一般会員は、毎年度定められた期日までに当該年度の会費を納めなければならない。

3 当日会員になろうとする者は、研究成果発表会及び講演会等への参加申込書に会費を添えて学会長へ提出しなければならない。

## (退会)

第3条 一般会員は、引き続き2年度分の会費を納めなかったときは、当該2年度の終了と同時に退会するものとする。

## (会費)

第4条 一般会員の会費は、年額1,000円とする。

2 当日会員の会費は、1,000円とする。

## (表彰)

第5条 学会長は、研究成果発表会で優れた研究発表を行った者の中から、次に掲げる表彰の区分に応じてそれぞれに定める成績をおさめた優秀者に対して、表彰することができる。

(1) 保健福祉学会長賞

学術的な視点において優れた研究成果をおさめたものを対象

(2) 保健医療部長賞

地道に研究を行い、行政的な視点（保健医療部門）において優れた研究成果をおさめたものを対象

(3) 子ども・福祉部長賞

地道に研究を行い、行政的な視点（福祉部門）において優れた研究成果をおさめたものを対象

(4) 保健福祉学会審査委員長賞

斬新性において優れた研究成果をおさめたものを対象

(5) 保健所長会長賞

保健部門において優れた研究成果をおさめたものを対象

(6) 社会福祉協議会長賞

福祉部門において、優れた研究成果をおさめたものを対象

(7) 審査委員奨励賞

上記6賞に匹敵する研究内容であり、審査委員が優れた研究成果であると特別に認めたものを対象（ただし、該当者がある場合のみ授与する。）

2 表彰は、賞状を授与して行い、副賞として金品を加授することができる。

## 附則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

## 附則

この細則は、平成24年7月24日から施行する。

## 附則

この細則は、令和5年8月31日から施行する。



岡山県 マスコット ももっち&うらっち